

第 3 章 いじめ防止基本方針

1 目的

北海道登別青嶺高等学校の生徒一人一人が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、「いじめ」の抑止につなげる。

2 意義

- ① 教職員が組織として一貫した対応となる。
- ② 方針を示すことで、生徒や保護者の安心感やいじめの抑止につながる。
- ③ 加害者への支援につながる。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等（学校外の塾やスポーツ少年団等も含む）当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ インターネット等で本人が気付かず心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様の対応をする。

4 組織

いじめ対策委員会を組織する。構成委員は教頭、生徒指導部長、学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー

5 基本方策

（1）未然防止

様々な教育活動を通じて、人間性の育成を強く意識するとともに、「いじめをしない」・「いじめを許さない」という共通の意識を根付かせ、未然防止に取り組む。

なお、発達障害、帰国子女、性同一性障害等の配慮が必要な生徒に対し、必要によっては外部の専門機関と連携を図り支援する。

【留意点】

- ① 教職員は生徒理解を深め、生徒との信頼関係を築く。
- ② アンテナを高く張り、生徒の小さな変化を見逃さない。
- ③ いじめはすべての生徒が被害者・加害者になり得ることを理解させ自分のこととして捉えさせる。

（2）早期発見

いじめの兆候・生徒の変化などを見逃さず、早期発見に努める。

【留意点】

- ① 「喧嘩」「ふざけ合い」であっても、事情をしっかりと把握し、積極的な認知に努める。
- ② 被害者と通報した生徒の安全確保を優先させる。

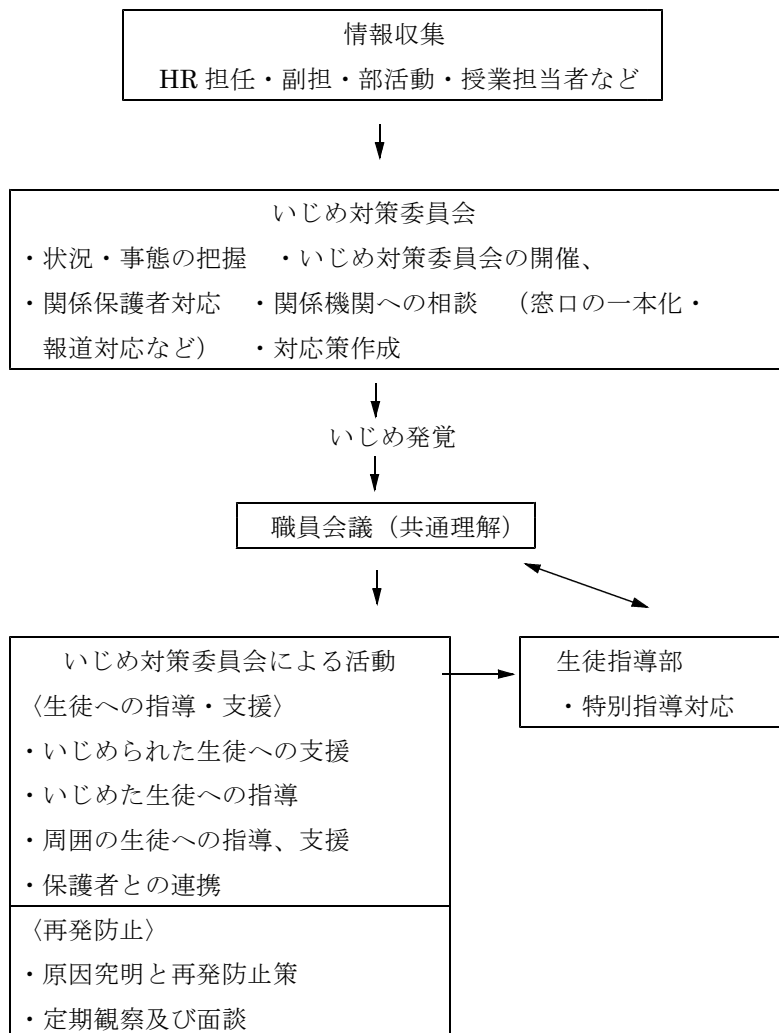
（3）問題解決（組織的な対応・連携）

組織的に対応し、必要に応じ関係機関などとの連携し、問題解決を図る。

【留意点】

- ① 教職員が一人でいじめ問題を抱え込まず、複数で組織的に対応する。
 - ② 外部の専門家との連携を図り、より効果的に対応する。
- (4) 事後指導・経過観察・いじめの解消
- 再発防止のための計画を作成し、事後指導・経過観察を行う。なお、いじめの解消の判断基準は、「いじめ行為が止んでいる」「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」ことであり、その期間が3ヶ月をもって「いじめの解消」と判断する。
- 【留意点】
- ① いじめの事案に係る記録は必ず保存する。
- (5) その他
- ア いじめ防止基本方針はいじめ対策委員会により点検・見直しに当たる。

いじめ対応の流れ



【留意事項】

- ① 教職員が気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策組織」に報告する。
 - ・報告窓口：生徒指導部長とする。
 - ・報告方法：様式「第1回学校いじめ対策組織会議録」の「2 概要」欄に記載して報告する。
- ② 「学校いじめ対策組織」は、校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事案について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策組織」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同組織に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策組織」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。⇒ いじめの認知
 - ・協議方法：報告窓口に寄せられた様式「第1回学校いじめ対策組織会議録」に、「開催日時等」を記載し、これを用いて協議する。
 - 協議の中で、「3 いじめの認知判断」及び「4 指導・支援の内容」を決め、期限・対応者を明確にする。
 - また、「5 教育委員会や関係機関等への方向・連絡・相談及び連携」についても明確にする。